

水野 嶺 提出 学位申請論文（課程博士）

『戦国・織豊期の足利将軍権力』 審査要旨

論文の内容の要旨

本論文は、二部構成による全七章からなり、足利将軍に焦点を当て、その権力を論じることによって戦国・織豊期の政治史の再検討を試みたものである。

第一部「足利義輝・義昭の政策展開」は四つの章からなり、戦国時代末期の将軍である足利義輝・義昭によって展開された諸政策について、各地域の戦国大名との関係性に留意しつつ論じている。

第一章「義輝期における将軍周辺の諸様相の変化」では、義輝の動向を追いつつその政策展開について考察することで、義輝期の秩序形成について論じた。従来、義輝期については、将軍権威・権力の低下が指摘されてきたけれども、本章の検討により、儀礼面における公武関係の変化、及び大名間和平調停と栄典授与

による権威維持の意図が明らかになった。また、武家衆に授与された幕府役職は儀礼の場における行動を規定するものであり、当該期においても将軍を頂点とする礼的秩序が存在し、その形成には将軍の在京が重要であったと述べた。

第二章「義昭の大名交渉と起請文」では、室町幕府最後の将軍である義昭と、諸大名との関係構築のあり方について考察した。義昭は、交渉をもった大名に起請文を書かせることがあったが、その目的は主従関係の明確化にあると指摘する。また、織田信長とともに上洛した後、自らに敵対する勢力と信長との間で起請文が交わされる際には義昭に対する忠節が誓われていたことから、義昭は起請文を通じて政権支持者を増加させようとしていたと論じている。

第三章「義昭期大名間和平調停と「当家再興」」では、義昭が積極的に展開した政策の一つである大名間和平交渉に注目し、義昭の将軍権力の展開について検討を加えた。その結果、義昭期の和平調停の最大の特徴に、義昭下の秩序としての「天下」への軍事奉公を求めたことがあると指摘する。それは義輝期の政策意図とは明らかに異なるもので、「天下静謐」への馳走は将軍権力の強まり

によって要求が可能になったとする。その背景には信長との協力があり、義昭・信長の間で交わされた「五ヶ条の条書」で規定された御内書へ信長書状を副えるとの条文も、実際に履行されていたことを明らかにしている。ゆえに、上洛後における義昭と信長の関係は、「政治体制」と認識しようと主張する。

第四章「義昭の栄典諸免許の授与」では、栄典授与事例の検討から、儀礼的秩序の展開について考察した。こうした儀礼的秩序は戦国期の将軍権威の支柱とされてきたが、栄典授与事例を検討したところ、在京しているか否かによって授与範囲が異なっているという。また、将軍の居所によって政治的意図にも明確な差が認められ、義昭が主体として展開される栄典授与は、在京期に限られることを明らかにした。

第二部「将軍周辺と権力の終焉」は三つの章からなり、室町幕府最後の将軍・足利義昭とその周辺の公家衆・諸大名との関係性、および彼らによって展開された諸政策に注目し、足利将軍権力の再末期の情勢について論じている。

第五章「義昭期武家昵近公家衆と武家伝奏飛鳥井雅教」では、将軍と公家衆

との関係を軸に、これまでの研究で求心力が低下したとされてきた将軍の存在を再評価した。当該期の昵近公家衆の活動は儀礼的な性格を強めており、その背景には幕府の体制の変化があると指摘する。すなわち、昵近公家衆の政治的活動の鈍化は、あくまで将軍・幕府側の意思に基づくものであり、これまで指摘されていたような将軍の求心力の低下によるものではないと主張する。

第六章「織田信長禁制にみる「幕府勢力圏」」では、信長が発給した禁制の文言の検討により、義昭と信長の関係性について論じる。義昭の在京期に、信長は奉書文言である「仍執達如件」を書止文言とする禁制を発給していたが、その範囲は畿内近国に限定されていた。論者は、その範囲こそが当該期の「幕府勢力圏」であり、信長はそうした禁制の発給によって、上意を奉じる姿勢を対外的に示したと指摘する。

第七章「足利将軍権力の消失」では、京都追放後に毛利領国へと下った義昭の政治的活動について、御内書の発給形態を中心に検討した。その結果、ほぼすべての御内書に毛利輝元・吉川元春・小早川隆景の副状が付されており、そ

れらは毛利氏の意に沿って発給されていたと述べる。ただし、それも天正十年（一五八二）の本能寺の変までのことで、信長の死後、義昭の政治的価値は急速に低下し、時の情勢に影響を与えるものではなくなったと指摘し、京都追放後も「幕府」は存続していたとする先行研究を批判している。

そして結論では、以上の考察を通しての義輝・義昭期の將軍・幕府権力の再評価、義昭と信長の関係性、幕府儀礼に関するさらなる検討の必要性などについて述べている。

論文審査の結果の要旨

本論文は、主として義輝・義昭の政策展開と、最後の將軍義昭とその周辺の諸勢力の関係という二つの課題により、戦国・織豊期の足利將軍権力の展開と衰退の過程について論じたものである。

応仁の乱から明応の政変を経て、室町幕府の権力は相対的に弱体化し、諸国

には守護に代わって戦国大名が林立した。その中から織田信長らの実力者が現れたことにより、室町幕府に代わる新たな武家の中央権力が形成されようとしていたのである。そのため、これまでの研究史では、将軍足利義輝・義昭の時代の幕府にはさほど注目されることがなかったわけだが、近年、当該期の幕府の構造などに関する研究が進展し、その権力についても再評価されるようになってきている。その一方で、将軍の動向からその権力を論じ、また、将軍と諸大名との関係から支配秩序の解明を行うといった研究は、いまだ多くの課題を残す領域といえる。

とりわけ、足利義昭については、長らく織田信長による「傀儡政権」という見解が一般的であったため、義昭自身の権力について正面から取り上げた研究はほとんどみられなかった。しかし、ここ数年の間に、信長に関する研究が大きな進展を遂げてきたことにより、義昭をめぐる研究状況にも変化がみられる。例えば、「天下」文言の再検討に関する研究では、かつて日本全国を意味した「天下」文言が、当該期においては畿内を領域とする「将軍が体現すべき秩序・

体制」を意味するとの指摘がなされたが、その成果は、信長の「天下布武」の意味や、信長の政治思想などへの再検討を促すこととなった。そして、信長は室町幕府の再興・自立のために行動していた、という側面が描き出されたことで、義昭と信長の関係性についても見直す余地が生じたのである。

本論文は、そうした現在の研究状況を踏まえて、將軍権力の実態の解明、すなわち、その権力の展開や政策の意図を明らかにすることを目的としている。その研究史整理と研究目的は的確であり、さらにその方法として、將軍の発給文書「御内書」を博搜したことは高く評価されるべきであろう。義昭御内書の総数を五百二十通余りと把握した上で、その詳細な分析をおこなったことにより、本論文での主張は大きく説得力を増したのであり、義昭・將軍権力の研究の進展に寄与したことは疑いのないところである。

個別に評価すべき点としては、第一に、これまで等閑視されていた義昭期幕府の儀礼秩序に注目した点は重要で、栄典授与等の特徴を義輝期との比較で導き出したこと、在京の重要性を指摘したことなどは、特に大きな成果といつて

よい。第二に、永禄十一年九月から発給された「仍執達如件」の書止文言をもつ信長の「執達禁制」に注目して、信長領国と区別される「幕府勢力圏」を明確に導き出した点は、これまで曖昧であった畿内状勢の把握に対しても重要な影響を及ぼす成果と思われる。第三に、義昭が毛利領国の備後鞆の浦に移って以降も義昭による幕府（鞆幕府）の存続を主張する説に対する批判である。御内書の発給状況やその内容、毛利輝元ら毛利家の関係者による副状発給等を一次史料から丁寧に検討し、離京後の義昭は將軍権力と呼べるものを失っており、幕府という政治体制は存続していないとする主張は、説得力がある。

その一方、いくつかの課題も残されている。まず、儀礼秩序に注目する点も今後研究の特徴としていくのであれば、栄典等の授与の全体像、昵近公家衆やその他の公家衆および天皇との関係、信長の位置づけなど、まだまだ深めるべき点が残っているように思われる。また、本論文では御内書の網羅的収集が大きな成果をもたらしたわけだが、儀礼秩序に関する検討を行うのであれば、公家衆などによって書き綴られた日記史料や、有職故実書の類も駆使していく

ことが求められるであろう。

次に、当初は良好であった義昭と信長の関係が、いつ、なにゆえ悪化していったのか、という根本的な課題については、いまだに明確な解答が得られていないようである。そもそも、義昭と信長の関係が「傀儡」ではなく「相互補完」だったとしても、それがすなわち「対等な関係」であるということにはならないであろう。義昭と信長のお互いに対する意識は一定ではなく、時期によって変化していたはずである。わずかな年数ではあるが、そうした両者の関係性の細やかな変化について、二人を中心とした狭い範疇だけではなく、当該期の政治情勢という、より大きな視点から再評価する余地があると思われる。

しかしながら、先行研究の成果を踏まえて問題点と課題を析出し、御内書の博搜と詳細な分析、信長禁制文言に対する斬新な着眼点、義輝期と義昭期の比較、また義昭の在京期と離京期の比較といったさまざまな手法によって、戦国・織豊期の將軍権力、さらには義昭と信長の関係性の見直しを行いえた研究成果は大きいといえる。

よって、本論文の提出者水野嶺は、博士（歴史学）の学位を授与せられる資格があるものと認める。

平成二十九年十二月二十二日

主 査	國學院大學教授	矢 部 健太郎	印
副 査	國學院大學教授	千々和 到	印
副 査	國學院大學大学院客員教授	池 上 裕 子	印

水野 嶺 学力確認の結果の要旨

左記三名が各専門分野からそれぞれ学力確認の試験を行った結果、博士（歴史学）の学位を授与される学力があることを確認した。

平成二十九年十二月二十二日

学力確認担当者

主 査	國學院大學教授	矢 部 健太郎	印
副 査	國學院大學教授	千々和 到	印
副 査	國學院大學大学院客員教授	池 上 裕 子	印